

事務連絡
令和3年1月8日

各都道府県バス協会
会長様

公益社団法人日本バス協会
理事長 石指 雅啓

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出
を受けた対応について(依頼)

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言の発出及び「基本的対処方針」の変更が行われ、緊急事態措置を実施すべき期間は1月8日から2月7日までの31日間、同措置を実施すべき区域は東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県とされるとともに、同方針における感染症対策の実施に関する重要事項が変更されました。

これらを受け、国土交通省自動車局旅客課長より同方針の周知及び適切な対応について依頼がありました。

また、同方針の別添において、社会の安定の維持を図るため、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」としてバス事業が挙げられており、同方針に基づき、利用者の生活の足の確保や車内感染の防止の観点から、必要な事業継続のための体制整備やバス業界としての感染予防ガイドラインに基づき、感染予防対策に万全を期すよう依頼がありました。

つきましては、各都道府県バス協会におかれましては「基本的対処方針」の内容についてご了知頂くとともに会員事業者への周知をお願いいたします。

《添付資料》

国土交通省自動車局旅客課長 事務連絡

- ① 国土交通省大臣官房危機管理官 事務連絡
- ② 別添1 第15回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部資料
- ③ 別添2 新型コロナウイルス感染症対策に関する 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について
- ④ 別添3 職場への出勤等(テレワーク等)について
- ⑤ 別添4 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
- ⑥ 別添5 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条の規定に基づく要請及び指示並びに第24条の規定に基づく要請について